

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	適用除外建築物に対する除却、移転等の命令	
根拠法令等及び条項	建築基準法第 1 1 条	
処分基準	根拠条項	建築基準法第 1 1 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>特定行政庁は、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途（いずれも第 3 条第 2 項（第 8 6 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により第 3 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が公益上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。この場合においては、当該建築物の所在地の市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。</p> <p>前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令の定める手続によって、その決定の通知を受けた日から 1 月以内に土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 9 4 条第 2 項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。</p>	